

令和 8 年 9 月 8 日招集

令和 8 年

第 6 回若桜町議会定例会会議録

(令和 8 年 9 月 1 7 日)

若桜町議会事務局

令和8年第6回若桜町議会定例会（第3号）

招集年月日	令和8年9月17日				
招集の場所	若桜町役場（若桜町議会議場）				
開 会	午前 9時30分				
応 招 議 員	1 番	山 根 典 明	5 番	小 林 誠	
	2 番	森 本 浩 史	6 番	山 本 晴 隆	
	3 番	森 田 二 郎	7 番	山 本 安 雄	
	4 番	山 根 政 彦	8 番	川 上 守	
不応招議員					
出 席 議 員	1 番	山 根 典 明	5 番	小 林 誠	
	2 番	森 本 浩 史	6 番	山 本 晴 隆	
	3 番	森 田 二 郎			
	4 番	山 根 政 彦	8 番	川 上 守	
欠 席 議 員	7 番	山 本 安 雄			
地 方 自 治 法 第 1 2 1 条の規定に より、説明のため 会議に出席した者	町 長	上川 元張	教 育 長	盛田 恭司	
	副 町 長	山口由企夫	政 策 統 轄 監	武田 詢	
	総 務 課 長	竹本 英樹	教育委員会次長	矢部 広一	
	企画政策課長	中島 毅彦	福祉保健課長	川戸 康之	
	会 計 管 理 者	谷口 国彦	地域整備課長	藤原 祐二	
	税務住民課長	上川 恭子	地籍調査課長	山本 賢一	
	経済産業課長	谷本 剛	農業委員会事務局長	下石 裕美	

会議の顚末
本会議（９月１７日）

議長（川上守）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は、７人です。

定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

議事日程の報告

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

日程第１

議案第７１号 専決処分の承認について、専決第５号 若桜町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第７１号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、議案第７１号は原案のとおり承認されました。

日程第２

議案第７２号 専決処分の承認について、専決第６号 令和８年度若桜町一般会計補正予算（第２号）を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第７２号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、議案第７２号は原案のとおり承認されました。

日程第３

議案第７３号 令和７年度若桜町一般会計歳入歳出決算の認定について、議案第７４号 令和７年度若桜町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第７５号 令和７年度若桜町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第７６号 令和７年度若桜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第７７号 令和７年度若桜町赤松団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第７８号 令和７年度若桜町財産区造林事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第７９号 令和７年度若桜町索道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第８０号 令和７年度若桜町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第８１号 令和７年度若桜町新町団地事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第８２号 令和７年度若桜町簡易水道事業会計歳入歳出決算の認定について、議案第８３号 令和７年度若桜町下水道事業会計歳入歳出決算の認定について、を一括して議題とします。

本件に関する委員長の報告を求めます。決

算審査特別委員会委員長、森田二郎議員。

決算審査特別委員長（森田二郎）

それでは今回の決算審査特別委員会の審査報告をさせていただきます。

若桜町議会報告第11号 決算審査特別委員会審査報告書。1 付託案件の名称、議案第73号 令和7年度若桜町一般会計歳入歳出決算の認定について、議案第74号 令和7年度若桜町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第75号 令和7年度若桜町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第76号 令和7年度若桜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第77号 令和7年度若桜町赤松団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第78号 令和7年度若桜町財産区造林事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第79号 令和7年度若桜町索道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第80号 令和7年度若桜町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第81号 令和7年度若桜町新町団地事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第82号 令和7年度若桜町簡易水道事業会計歳入歳出決算の認定について、議案第83号 令和7年度若桜町下水道事業会計歳入歳出決算の認定について。

2 審査の経過、令和8年9月8日の本会議において、当委員会に付託された上記案件を審査するため、9月10日、11日、14日、16日の4日間にわたり委員会を開催し、町長ほか、各課長並びに関係職員の出席を求め、慎重に審査を行ったので、審査の結果を次のとおり報告します。

3 審査の結果、当委員会に付託された議案第73号、議案第74号、議案第75号、議案第76号、議案第77号、議案第78号、議案第79号、議案第80号、議案第81号、議案第82号、議案第83号は、認定すべき

ものと決定しました。以上です。

議長（川上守）

ただいま委員長から報告がありました。質疑を省略し、これより討論に入ります。討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第73号から議案第83号までを、一括して採決します。

本件に対する委員長の報告は、認定すべきものであります。

お諮りします。

議案第73号から議案第83号までは、委員長報告のとおり認定することに、ご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。したがって、議案第73号から議案第83号までは、委員長報告のとおり、認定することに決定しました。

日程第4

議案第84号 令和8年度若桜町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第84号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 8 4 号は原案のとおり可決されました。

日程第 5

議案第 8 5 号 令和 8 年度若桜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第 8 5 号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 8 5 号は原案のとおり可決されました。

日程第 6

議案第 8 6 号 令和 8 年度若桜町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第 8 6 号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 8 6 号は原案のとおり可決されました。

日程第 7

議案第 8 7 号 令和 8 年度若桜町赤松団地事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第 8 7 号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 8 7 号は原案のとおり可決されました。

日程第 8

議案第 8 8 号 令和 8 年度若桜町下水道事業会計補正予算（第 2 号）を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第 88 号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第 88 号は原案のとおり可決されました。

日程第 9

議案第 89 号 若桜町立多目的集会施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第 89 号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第 89 号は原案のとおり可決されました。

日程第 10

議案第 90 号 若桜町総合整備計画の変更について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第 90 号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第 90 号は原案のとおり可決されました。

日程第 11

議案第 91 号 若桜町過疎地域持続的発展計画の変更について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第 91 号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第 91 号は原案のとおり可決されました。

暫時、休憩いたします。

(追加日程配布)

議長(川上守)

休憩前に引き続き、会議を再開します。

お諮りします。

ただいま町長から議案第 9 2 号、議案第 9 3 号が提出されました。

これを第 3 号日程に追加し、追加 1 として議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

議案第 9 2 号、議案第 9 3 号を日程に追加し、追加 1 として議題とすることに決定しました。

日程第 1

議案第 9 2 号 令和 8 年度若桜町一般会計補正予算(第 4 号)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。上川町長。

町長(上川元張)

それでは、ただいま議題となりました議案につきまして、提案理由をご説明いたします。

議案第 9 2 号 令和 8 年度若桜町一般会計補正予算でございますが、これは教育費の保健体育施設費に 1 3 万 7 千円を追加し、予備費において歳入歳出総額の調整を行うため、同額を減額するものでございます。既定の歳入歳出予算の総額に変更はございません。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長(川上守)

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

日程第 2

議案第 9 3 号 損害賠償の額を定めることについて、を議題とします。

提案理由の説明を求めます。上川町長。

町長(上川元張)

それでは、ただいま議題となりました議案につきまして、提案理由をご説明いたします。

議案第 9 3 号 損害賠償の額を定めることについて、でございますが、これは令和 8 年 9 月 2 日午後 2 時 3 0 分頃、施設管理人が若桜町ふれあい広場において、除草作業を行っていた際、飛び石が駐車してあった職員所有の車のリアガラスに当たり損傷を与えたため、損害賠償を行うものであります。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長(川上守)

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

暫時、休憩いたします。

午前 9 時 4 8 分 休 憩

(全員協議室にて議案の詳細説明)

午前 9 時 5 5 分 再 開

議長(川上守)

休憩前に引き続き、会議を再開します。

議案第 9 2 号 令和 8 年度若桜町一般会計補正予算(第 4 号)を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第 9 2 号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議
ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 9 2 号は原案のとおり
可決されました。

議案第 9 3 号 損害賠償の額を定めること
について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第 9 3 号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議
ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 9 3 号は原案のとおり
可決されました。

日程第 1 2

「閉会中の継続調査」について、を議題と
します。

総務産業教育民生常任委員会及び議会運営
委員会並びに各特別委員会から、会議規則第
7 5 条の規定により、お手元に配布しました
申出書のとおり閉会中の継続調査の申出があ
ります。

お諮りします。

各委員会申出のとおり、閉会中の継続調査
とすることにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、各委員会の申出のとおり、閉

会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第 1 3

「議員派遣の件」を議題とします。

お諮りします。

議員派遣については会議規則第 1 2 7 条の
規定によりお手元に配布しました「議員派遣
の件」のとおりとしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件については原案
のとおり決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和 8 年第 6 回若桜町議会定例会を閉会し
ます。

午前 9 時 5 7 分 閉 会